

「大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金」の公募に関する質問への回答

番号	質問日	回答公開日	項目	質問	回答
1	6月11日	6月14日	補助対象経費について	<p>1. 工事・調査費について、 ①申請企業が施工、調査する場合の経費は、申請企業の見積書が認められるのでしょうか？ ②外部へ委託した経費しか認められないのでしょうか？</p> <p>2. 撤去費用は、対象経費に含めておいた方がよいのでしょうか？</p> <p>3. 調査について 護岸から水中ドローンで実施する場合、警戒船は必要でしょうか？</p>	<p>1. 交付要綱「別表（第5条関係）」及び公募要領「6 補助対象経費」に基づき経費内訳の積算を行っていただくとともに、対象経費区分の算定に用いた根拠資料をご提出ください。申請企業が施工等を行う場合、直接工事費における労務費は補助対象経費としています。</p> <p>2. 海藻着生基質等及び海藻種系等の撤去費用は補助対象経費には含まれません。</p> <p>3. 海藻着生基質等の設備等設置・藻場創出状況のモニタリングにかかる警戒船の要否については、調査実施前に関係機関（大阪海上保安監部等）との協議の上決定することになります。</p>
2	6月22日	6月26日	補助対象経費について	<p>1. 本事業はR6年度に設置、R7～9年度に効果検証や維持管理、移譲協議との流れですが、令和6年度にて補助金額の確定・交付となっています。これは、R7年度からの活動（効果検証にかかる専門業者などへの委託、有識者からの意見聴取など）は補助対象外ということでしょうか？</p> <p>2. 補助対象経費の区分に旅費がありますが、宿泊費は対象になるのでしょうか？ 県外から現地への移動、遠方の有識者などへの聞き取りなど、旅費と合わせて必要な費用となります。</p>	<p>1. 本事業の補助対象は、令和6年度の事業実施に直接必要な経費であり、令和7年度以降の藻場創出の効果検証等の費用は含まれません。</p> <p>2. 交付要綱「別表（第5条関係）」及び公募要領「6 補助対象経費」に基づく「旅費」に該当する場合、「宿泊費」も補助対象経費に含まれます。目的、人数、単価、回数及び金額等がわかる資料を添付し、補助事業の実施に必要な「旅費」であることをお示しください。</p>
3	6月25日	6月28日	応募条件について	<p>1. 基質を設置予定の水深2～4mの消波ブロックの設置状況が分かる画像はございますか。表面性状（付着物）など。</p> <p>2. 消波ブロックに基質を取付けるのに、アンカーボルトや水中ボンドの使用を検討しておりますが、協議で基質の撤去が必要の際、消波ブロックの現状回復は、どの程度まで必要ですか。 アンカーボルトの撤去や、穴明けした場合は埋める必要がありますか。</p> <p>3. 消波ブロックに取付ける基質の高さは、どの位まではみ出してよいのですか。</p> <p>4. 基質を長期的継続してとありますが、概ねどの位の期間を想定されますか。 また移譲後のメンテナンスは不要になりますか。</p>	<p>1. 消波ブロックの設置状況は公募要領に掲載しているとおりとなります。これに加えて、本事業の対象護岸において、令和3年度に大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業を実施しており、モニタリング実施状況を以下のURLで公開しておりますのでご参照ください。 &lt;<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/osaka-wan/model_jigyuo_monitor.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/osaka-wan/model_jigyuo_monitor.html</a>&gt;</p> <p>2. 撤去時の原状回復については、関係機関（大阪港湾局等）との協議の上決定することになります。</p> <p>3. 公募要領に記載のとおり、設置する海藻着生基質等は消波ブロックの機能を損なわないなど、港湾施設・海岸施設、船舶の航行に影響がないものとするとしており、詳細については施工前に関係機関（大阪海上保安監部等）との協議の上決定することになります。</p> <p>4. 一般的に良好な藻場が形成されるまで複数年必要とされ、さらに、本事業で創出した藻場は湾奥部における形成拠点として大阪湾MOBAリンク構想の実現に寄与することを期待しております。設置を予定する海藻着生基質等については想定される耐用年数を含めてご提案ください。 また、移譲後のメンテナンスは原則不要となることを想定していますが、関係機関（大阪港湾局等）との協議の上決定することになります。</p>
4	6月25日	6月28日	応募条件、応募等の手続について	<p>1. ケミカルアンカー等での消波ブロックへの基質打込は可？（※前例もあるので可と思いますが）</p> <p>2. 施工場所の陸上部にスプレー目印は可？（※陸上からのモニタリング時の場所確認用）</p> <p>3. 申請時の金額は施工後の金額と異なってもOK？（※申請は見込む）</p> <p>4. 耐用年数は？</p>	<p>1. 公募要領に記載のとおり、海藻着生基質等は護岸の前面の消波ブロックに設置し、波浪等で脱落しないよう、確実に固定することとしているため、基質打込は可能と想定しております。</p> <p>2. 施工前に関係機関（大阪港湾局等）との協議の上決定することになります。なお、令和3年度のモデル事業では、護岸に表示された番号を目印にしております。</p> <p>3. 交付要綱第10条第1項に記載のとおり「対象経費の配分において、所要額相互間で、それぞれ20パーセント以内の配分の変更であって、補助金交付額の増がないもの」を軽微な変更としております。また、交付要綱第14条の実績報告書を提出いただき、補助金の額の確定を行うこととなります。このため、応募時に見込みの金額が含まれていても問題ありませんが、設計積算書や見積書等の書類によって金額が確認できるようにしてください。</p> <p>4. Q3の4の回答のとおりです。</p>